

支援金額も変わる？

当初の目的と違う

IGAS 3-11 被災地支援寄付

誰がその金額を決め
るのでしようか。

e-Attendance入力注意 今年の記念日

IBMも節電より、発電で貢献を！

幕張事業所での実情

就業規則変更により創立記念日がなくなりましたが、今年に閑してはどういう扱いの方なのか、わざりにくいで、次のような質問を会社になげました。

⑤振替休日・代休はどちらかを自分で選択し、自分の好きな時に取得できるのか。

④休日扱いか、平日扱い

休日取得でも不利益な扱いにならないよう配慮が必要

会社の回答は①、②、③および④については、就業規則に定める休日であり、休むにあたっての申

出社の要否については、所属長と相談の上、休日振替勤務、休日勤務か休日を決定すること。

(5)については、所属長から業務を命ぜられた状況によってかわります。自分の好きな時に取得できるものではありません。会社は通常勤務を推奨していますが、休んだことで不利益な扱いにならないよう配慮が必要です。

支援金額も変わる? ソニー参加毎に

IGAS 3.1
大震災の被災地の方への支援として、衣料などの支援物資および支援金の寄付をよびかけ多くの社員の善意を大槌町に届けることができました。ここまででは、世間並みのことであり、取り立て論ずることでもないと思つていました。

貰いたいと考えています」と。東日本大震災の被災地へのIGASによる支援について当初のIGAS社長のノーツには、その支援金の使用方法について、鉛筆・消しゴム・ノート類などの文具類と集まり具合によつては、下着類、衛生用品を購入し、支援衣類とともに大槌町に引渡します購入した領収書はみんなに通知いたします。とあります。そこには、ボランティア支援金とは明

し、行く度に援助金額が違うというのもおかしな話ですし、誰がその金額を決めるのでしようか。

て Atendanceの入力注意 今年の創立記念日

夏の節電に向けて
節電対策が発表されました。既にカフェテリアでは薄暗い由
での昼食。トイレの温水停止、室内の照
明の消灯、空調温度
を高めに設定。ノー
トPCはバッテリー
での1日2時間利用
などがあげられています。様々な対策を実
施する上で次の様な
社員の声があります
6月でも暑く汗ばむ

(4) 休日扱いか、平日扱いか。
⑤ 振替休日・代休はどちらか自分で選択し、自分の好きな時に取得できるのか。

休日取得でも不利益な扱いにならないよう配慮が必要

会社の回答は①、②、③および④については、就業規則に定める休日であり、休むにあたっての申

請は不要。
出社の要否については、所屬長と相談の上、休日振替勤務、休日勤務か休日を決定すること。
⑤については、所屬長から業務を命ぜられた状況によってかわります。
自分の好きな時に取得できるものではありません。
会社は通常勤務を推奨していますが、休んだことで不利益な扱いにならないよう配慮が必要です。

コンサルタント職で働くP.C.契約社員に対し、本人が契約更新を希望しているにもかかわらず、雇い止めを行う問題が発生しています。会社はP.C.契約であれば、会社の都合で自由に雇い止めができると思つてているようです。しかし採用時に「心配しなくとも契約更新が行われるよ」と期待権を持たせる説明を行っていないことが、採用された方の聞き取りからわかつています。その結果、レギュ

ラーキャリア契約であった会社を、退職してまで、転職をしてきた方が多いのです。これは大きな問題です。有期雇用に関する投稿がありましたが、掲載します。

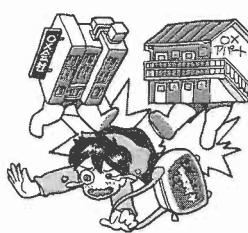
で、解雇に関する法
類推適用すべきと
有期雇用契約の更新
雇止めに対して解雇
じた制限が加えられ
ールが確立されまし
これに対しても 198
判決確定の日立メデ
事件では、雇止めを
た臨時員の上告は棄
れました。これは臨
の雇用関係が比較的
な採用手続きで締結
た短期契約を前提と
以上、雇止めの効力と
断すべき基準は、正
である本工を解雇す

理を
して、
後の
に準
るル
た。
6年
イコ
受け
却さ
時員
簡易
され
する
を判
社員
使用者に契約時に「更新
の基準を明示しなけれ
ばならない」と規定して
使用者は、期間の
定めのある労働契約
(以下「有期労働契約」
という)の締結に際し、
労働者に対して、当該
契約の期間の満了後に
おける当該契約に係る
更新の有無を明示しな
ければならない」とし、
同条2項では、「使用者
は、労働者に対して当
該契約を更新する場合
又はしない場合の判断
の基準を明示しなけれ
ばならない」と規定して

年	休日(日)	休時間(時間)	休日(日)	休時間(時間)
2002	55	1000	30	1000
2003	60	1200	35	1200
2004	62	1300	40	1300
2005	55	1400	45	1400
2006	52	1500	48	1500
2007	50	1600	45	1600
2008	48	1700	42	1700
2009	45	1800	40	1800
2010	40	2000	55	2200

年次有給休暇取得状況(専門職)

年度	取扱日数(日)	取扱時間数(時間)	休暇日数(日)	休暇時間数(時間)
2002	48	4800	25	2250
2003	50	5000	28	2520
2004	52	5200	32	2880
2005	55	5500	35	3150
2006	58	5800	38	3420
2007	60	6000	40	3600
2008	62	6200	42	3780
2009	65	6500	45	4050
2010	68	6800	48	4320



過去の判例

